明治四十年十二月三十日第三種郵便物認可　日刊　月曜及祭日の翌日休刊　明治四十三年十月一日　土曜日　第五百二十二號　(一)

京城新報

明治四十三年十一月一日印刷納本
本紙定價　金一枚金二錢▲一ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金弐圓▲三ヶ月前金壹圓▲一ヶ月前金卅五錢▲一枚金二錢
月曜日及大祭日は休刊(日刊)
廣告料金　▲五號活字十七字詰一行一回金二十五錢▲報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢
發行兼編輯人　松本久馬
印刷人　太田一郎
京城西署西小門通(電話六六三)
發行所　京城新報社

人の一生は重き荷を負ふて遠き道を行くが如し急ぐ可からず

雜錄

漢城より

熊浦逸人

二十九日

▲昨報は今日會心の二篇逸を我が編輯局の机上に贈見せり、一は、度支部囑托「關野工學博士の手に成れる「朝鮮藝術の研究」にして、他は學校と家庭社發行の「學校と家庭」第一集なり、

▲「朝鮮藝術の研究」は、荒井度支部次官が其の卷頭に敘べたる如く「不知不識の間に尊重すべき史料を滅却して異日研究の士として手を着くるに處なからしむるの惧あるを恐れ」關野博士及其の助手二名をして調査研究せしめたる處にして、其の目次左の如し、朝鮮建築調査略報告、朝鮮文化の遺蹟、第一、朝鮮遺蹟一覽「地方別」第二、朝鮮宣蹟遺蹟「時代別」(以上關野博士)慶州の陵墓(谷井文學士)　新羅時代以後の墳墓建築に就て(梁山工學士)

▲關野博士は朝鮮建築略報告中に、其の調査研究の方針を述べられたり、曰く「今回の調査は固より建築物を主としたれども著名なる古蹟及工藝的遺物は建造物と關聯する處多く、共に古代文化の變遷を徹するに足るべき憑據となるべきものの以て、便宜目睹せしものは併せて之れを攻究することゝせり」と、而して其の「調査せし建造物の種類は宮殿、城廓、官衙、廟寺、書院、陵墓、塔婆等にして其他は古蹟、佛造、銅鐘、殺竿、石塔、碑碣、香炉、書畫等」なりと、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

▲「學校と家庭」に就ては、後學部次官が此の書に寄せたる祝辭の一節に「本書が兒童教育上學校及家庭の指針たる好伴侶たるべきを確信す」と敘べたるを見る、勿論之れが此の書發刊の主意なるべし、故に吾等は會心の讃物なりといふのなり其の主意の眞偽は云ふ迄も無く向後に於て勉めらるべきものなれども、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

▲「學校と家庭」に就ては、後學部次官が此の書に寄せたる祝辭の一節に「本書が兒童教育上學校及家庭の指針たる好伴侶たるべきを確信す」と敘べたるを見る、勿論之れが此の書發刊の主意なるべし、故に吾等は會心の讃物なりといふのなり其の主意の眞偽は云ふ迄も無く向後に於て勉めらるべきものなれども、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

露國官憲朝鮮人

▲「朝鮮藝術の研究」は、荒井度支部次官が其の卷頭に敘べたる如く「不知不識の間に尊重すべき史料を滅却して異日研究の士として手を着くるに處なからしむるの惧あるを恐れ」關野博士及其の助手二名をして調査研究せしめたる處にして、其の目次左の如し、朝鮮建築調査略報告、朝鮮文化の遺蹟、第一、朝鮮遺蹟一覽「地方別」第二、朝鮮宣蹟遺蹟「時代別」(以上關野博士)慶州の陵墓(谷井文學士)　新羅時代以後の墳墓建築に就て(梁山工學士)

▲關野博士は朝鮮建築略報告中に、其の調査研究の方針を述べられたり、曰く「今回の調査は固より建築物を主としたれども著名なる古蹟及工藝的遺物は建造物と關聯する處多く、共に古代文化の變遷を徹するに足るべき憑據となるべきものの以て、便宜目睹せしものは併せて之れを攻究することゝせり」と、而して其の「調査せし建造物の種類は宮殿、城廓、官衙、廟寺、書院、陵墓、塔婆等にして其他は古蹟、佛造、銅鐘、殺竿、石塔、碑碣、香炉、書畫等」なりと、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

▲「學校と家庭」に就ては、後學部次官が此の書に寄せたる祝辭の一節に「本書が兒童教育上學校及家庭の指針たる好伴侶たるべきを確信す」と敘べたるを見る、勿論之れが此の書發刊の主意なるべし、故に吾等は會心の讃物なりといふのなり其の主意の眞偽は云ふ迄も無く向後に於て勉めらるべきものなれども、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

▲「學校と家庭」に就ては、後學部次官が此の書に寄せたる祝辭の一節に「本書が兒童教育上學校及家庭の指針たる好伴侶たるべきを確信す」と敘べたるを見る、勿論之れが此の書發刊の主意なるべし、故に吾等は會心の讃物なりといふのなり其の主意の眞偽は云ふ迄も無く向後に於て勉めらるべきものなれども、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

▲「學校と家庭」に就ては、後學部次官が此の書に寄せたる祝辭の一節に「本書が兒童教育上學校及家庭の指針たる好伴侶たるべきを確信す」と敘べたるを見る、勿論之れが此の書發刊の主意なるべし、故に吾等は會心の讃物なりといふのなり其の主意の眞偽は云ふ迄も無く向後に於て勉めらるべきものなれども、吾等は此の一少冊子が學界に寄與する處頗ふる大なるべき信ずると共に、度支部が、荒井氏が鑑も造り煉瓦も燒かざるべからざる多忙の身を以て此の金文を成されたるを多とするものにて有る也。

諸公債諸株券　現物賣買　迅速確實に御取扱可申候　兼業　銀行業　官衙御用達　京城本町三丁目　大坂野村德七代理店　田中友吉商店　電話九九三　電報名(タ)

和樂園　名物　湯豆腐のあじも　自慢の鼻も　高田屋　電話九三番　電話三〇八番

雜貨部　藤富國太郎本店　京城本町六丁目
貿易部　藤富國出張所　京城南大門市場
木炭部　藤富國出張所　京城水樂町二丁目　電話一八九番
特約店
米國スタンダード製松印石油　下總國野田醬油
仁川日本醬油株式會社製印醬油
下總國万上印味淋　下總國古印酢
張名炭　日本木炭
浦根炭　英米煙草會社製品各種
英米煙草會社製品各種
神戸株式會社布引礦泉所製馬蹄印
豐後湯の花精製品(入浴用)
湯の花菓子(茶用)瓶入各種
其他和洋酒、米、麥、石炭、みかん、洋瓶、瓦煉瓦、明太魚、鰊昆布、鰊青筵、味噌鑑詰、千香、其他乾物類一式

印章彫刻　ゴム印彫刻　京城本町四丁目　赤帽子號印舗　電話九三番　諸官衙御用達　奥野岩太郎

英國ニユージーランド(火災)(海上)保險株式會社
創立　資本金　西曆紀元千八百五十九年(邦曆安政六年)
準備積立金　一千五百万圓也
支拂保險額　四百四十五萬圓也
日本に於ける放資金　七千五百三十二萬圓也
日本帝國五歩利付公債十萬圓也
日本及滿洲總支店　横濱市山下町百六十七番
朝鮮代理店　東京、神戸、大阪
京城水樂町二丁目十六番邸
東京　藤原商店　京城支店　電話一八九番

米國プロクター、エンド、ギヤンブル會社製品
Procter & Gamble Cincinnati
注意　偽物ニ注意
IVORY SOAP
欺カルヽ勿レ
包裝ニ「アイボーリ石鹸」ノ日本文字アル者ハ舶來品也

廣告
龍
人參小鉢物　色々
外燒會席
右精々勉強を以て御求に應ずべく候間御引立の程伏て願上候尚出前の義は御一報次第遠近に不拘ず持參致すべく候
京城旭町三丁目　夫婦庵

電話開通　九四六番
すし、すき燒會席
番號

瀧船競賣廣告
一錦江號
總噸數四十四噸
右十月三日弊宅に於て競賣致し候に付き御希望の御方は同日午後二時御來車被下度候
仁川本町四丁目　山本回漕店　(電話五二二番)

諸官衙御用達　興野岩太郎

大醫蓄音器●葉卷埃及莨●洋酒類新荷着　陸軍分廠御用達　洋酒類　洋煙草類　金銀屬美術品　直輸入商　漢城美術品製作所製品特約販賣所　辻屋　本店電話三六六　支店電話三六六　韓國振替口座八七

東京電報

▲三皇孫の御歸京　葉山別邸に御滯在中なりし三皇孫殿下には本日御歸京あらせられたり（卅日）

▲外務省と滿洲貿易　外務省に於ては在滿州領事に朝鮮滿洲間の貿易狀態調査を命じたり（同上）

▲國境貿易の調査　日韓併合の結果清國との陸路貿易の關係生ずるを以て安東縣の稅關を其儘存置すべきか又は國境貿易の均霑權は如何にすべきかに付き取調のため外交官一名を圖們に派遣すべく命令發せられたり（廿九日）

▲煙草會社の設立　今回新たに朝鮮煙草會社設立の計畫ありしが諸般の設備遺漏し愈々近々中に設立を見るに至るべし（同上）

雜報

總督府官制發布

勅令第三百五十四號を以て左の如く發布さる

第一條　朝鮮總督府官制

總督は朝鮮總督府に朝鮮總督を置く

第二條　總督は親任とす陸海軍大將を以て之に充つ

第三條　總督は天皇に奏上し委任の範圍内に於て陸海軍を統率し及朝鮮防備の事を掌る

總督は朝鮮の政務を統轄し内閣總理大臣を經て上奏を爲し及裁可を受く

第四條　總督は其の職權又は勅令の委任に依り朝鮮總督府令を發し之に一年以下の懲役若は禁錮拘留二百圓以下の罰金又は科料の罰則を附することを得

第五條　總督は所轄官廳の命令又は處分に對して制規に違ひ公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは其の命令又は處分を取消し又は停止することを得

第六條　總督は所部の官吏を統督し奏任文官の進退は内閣總理大臣を經て之を上奏し判任文官以下の進退は之を專行す

第七條　總督は内閣總理大臣を經て所部文官の叙勳を上奏す

第八條　總督府に政務總監を置く

政務總監は親任とし政務總監は總督を輔佐し府務を統理し各部局の事務を監督す

第九條　總督府に官房及左の五部を置く

總務部　内務部　度支部　農商工部

司法部

第十條　總務部に人事局、外事局、會計局、内務部に地方局、學務局、度支部に司稅局、司計局、農商工部に殖產局、商工局を置く

官房、各部及各局の事務の分掌は總督之を定む

第十一條　總督府に左の職員を置く

長官　一人　勅任又は奏任

局長　九人　勅任又は奏任

參事官　二人　奏任

專任　二人を勅任とし爲すことを得

秘書官、專任　二人　奏任

書記官、專任十九人、奏任

事務官、專任十九人、奏任

技師　專任三十人　奏任

通譯官　專任　六人　奏任

技手　專任三百三十七人　判任

長官は各部の長と爲し總督の命を承け部下の官吏を指揮監督す

局長は上官の命を承け局務を掌理す

第十二條　參事官は上官の命を承け審議立案を掌り又は各部局の事務を助く

第十三條　秘書官は總督の命を承け機密に關する事務を掌る

書記官は上官の命を承け務を掌る

第十四條　書記官は上官の命を承け務を掌る

第十五條　事務官は上官の命を承け務を掌る

第十六條　事務官は上官の命を承け府務を助く

第十七條　技師は上官の命を承け技術を掌る

第十八條　通譯官は上官の命を承け通譯を掌る

第十九條　通譯生は上官の指揮を承け通譯を掌る

第二十條　屬は技手通譯生は上官の指揮を承け庶務及技術及通譯に從事す

第二十一條　總督府に總督附武官二人及專任副官一人を置く

總督附武官は陸海軍少將又は佐官を以て之に補す

副官は陸海軍佐尉官を以て之に補す

總督附武官及副官は總督の命を承け事務に服す

附則

本令は明治四十三年十月一日より之を施行す

明治四十三年勅令第三百十九號は其の官立學校に關するものを除くの外之を廢止す

總督府地方官制

朝鮮總督府地方官官制は三十日勅令第三百五十七號を以て公布されたり

第一條　朝鮮を左の道に分つ

京畿道　忠淸南道　全羅南道　慶尙南道　平安南道　江原道　咸鏡北道

忠淸北道　全羅北道　慶尙北道　黃海道　平安北道　咸鏡南道

第二條　各道に道廳を置く

第三條　各道を通じて事務官は專任とし二十六人、技師は專任八人、書記技手及通譯生は專任四百二十三人とし一通譯生は道の須要に依り條給數算定額内に於て之を置く

第四條　各道に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五條　道は地方官廳として朝鮮總督の命を執行し管内の行政事務を管理し所屬官吏と指揮監督す

道長官は道行政の執行に關し管内の警察官を使用することを得

道長官は地方警察事務に關し道警察部長をして必要なる命令を發せしめ又は之に對し必要なる處分を命ずることを得

第六條　道長官は管内の行政事務に關し機關又は委任の範圍内に於て道令を發することを得

第七條　道長官は府尹又は郡守の命令又は處分を審査し又は權限を犯すものありと認むるときは取消し又は停止其の命令又は處分を取消し又は停止することを得

第八條　道長官は所屬官吏を統督し奏任官の進退は内閣總理大臣を經て之を上奏し判任官以下の進退は之を專行す

第九條　道長官は其の職權の一部を府尹又は郡守に委任することを得

第十條　參與官は道長官の諮問に應じ又は臨時命を承け事務に服す

第十一條　各道に長官々房、内務部及官房及各部の事務分掌は朝鮮總督之を定む

第十二條　各道に長官々房、副議長、議員、顧問、親任待遇、勅任待遇、參議、副參議、同、二十五人、奏任待遇、三十五人、奏任待遇、二十八人、奏任、三人、判任

第十三條　内務部長及財務部長は事務官を以て之に充つ

内務部長及財務部長は道長官の命を承け部務を掌る

第十四條　部長は道長官の諮問に應じ其の職權に屬する事務を掌理し部下の官吏を指揮監督す

第十五條　道長官は道長官の命を承け通譯官は上官の命を承け通譯を掌る

第十六條　技師は上官の命を承け技術を掌る

書記、技手及通譯生は上官の指揮を承け庶務、技術及通譯に從事す

第十七條　各道に府及郡を置く

府及郡の名稱、位置及管轄區域は朝鮮總督之を定む

各府及郡に左の職員を置く

府尹又は通譯官（奏任）

書記、通譯官（判任）

府に事務官及通譯官を置くことを得

府事務官及府通譯官は奏任とす

各府に於ける事務官及通譯官は專任四人、各府郡を通じて書記及通譯生は專任二十二人を通じて書記及通譯官、書記及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二十一條　府尹又は郡守は道長官の指揮監督を受け府務を總理し管内の行政事務を掌理し部下の官吏を指揮監督す

府事務官は府尹の命を承け府務を掌る

府通譯官は上官の命を承け通譯を掌る

第二十二條　書記、技手及通譯生は上官の指揮を承け庶務、技術及通譯に從事す

第二十三條　各道及各府郡に參事を置くことを得

參事の定員は朝鮮總督之を定む

參事は道、府郡管轄内に居住し學識名望ある者に就き朝鮮總督の認可を受け道長官之を命ず

第二十四條　參事は名譽職とす道長官又は府尹、郡守の諮問に應ずる者とす

參事は朝鮮總督之を定む

當を給することを得

第二十五條　各府郡に面を置く

面に面長を置く判任官の待遇とす

府尹又は郡守の指揮監督を承け面内の行政事務を補助執行する規程は朝鮮總督之を定む

第二十六條　各道、慈惠醫院を附置す

慈惠醫院は疾病の診療に關する事を掌り兼て總督の指定に依り醫師の養成に關する事を掌る

各醫院に左の職員を置く

院長、醫員（奏任又は判任）書記、助手、通譯生（判任）

各醫院は道令に依り醫員は奏任二十八人書記、助手及通譯生は判任四十一人とす

内二人を勅任と爲すことを得

第二十七條　各道に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二十八條　各道に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生は專任四百二十三人とし一通譯生は道の須要に依り條給數算定額内に於て之を置く

第二十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第三十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第四十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第五十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第六十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第七十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第八十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第九十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百二十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百三十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百四十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百五十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百六十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百七十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百八十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第百九十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百二十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百三十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十五條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十六條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十七條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十八條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百四十九條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百五十條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百五十一條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百五十二條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百五十三條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

第二百五十四條　各府郡に於ける事務官、通譯官、技師、書記、技手及通譯生の定員は朝鮮總督之を定む

新官制改正官制

一、勅令第三百十一號、陸軍官制中改正ノ件、
一、勅令第三百十二號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十三號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十四號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十五號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十六號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十七號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十八號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百十九號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十一號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十二號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十三號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十四號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十五號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十六號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十七號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十八號、陸軍官制ノ一部ヲ改正ノ件、
一、勅令第三百二十九

裏 中良藥

仁丹 主効
▲惡酔宿酔
▲舟車暈
▲頭痛目眩
▲氣の鬱
▲胸腹痛
▲口熱口臭
▲齒の痛
▲香氣美し
▲酒食味增
▲惡疫豫防

消化と毒けし
快々として樂まぬ人
仁丹飲めば心底より愉快になる

▼逆上と
▼便秘と
▼體毒には

梅毒新藥 毒滅

に限る

代理店 新井藥房 城

弊館には夜警の設備あり
陸軍指定旅館 京畿道
鐵道院指定旅館
水産組合指定旅館
仁川第一なり
各保險會社指定旅館
御客樣の安全此の上なし

旭屋旅館 電話三五一

大勉強!!!

▲西洋雜貨、洋酒、食料品
▲各國煙草、洋菓子、化粧品
▲支那緞子、紋繻子、絹紬類
▲浦潮更紗、毛布類、食器

上等食パン製造販賣

薄利多賣の目的を大々的安賣仕り候間御小賣とも多少に不拘御用命の程伏而願上候

直輸入卸小賣 周義生盛號
京城南大門通（電話一一三六番）
義生盛號
釜山南草梁支那町（電話五六〇番）
義生盛號
木浦各國居留地（電話一六九番）
義生盛號
長崎市梅香崎
清國支店 義生盛號 本店 裕和盛號
盤口水戸街、鐵嶺西門外、芝罘
寧天 城內 上海二馬路渡
裕和盛號
芝罘は日本一等旅館兼業
支那織物は特に大安賣仕候
仁川港支那町（電話八一八番）

資本金五百萬圓
神戸海上運送火災保險株式會社
出張所 京城明治町一丁目（電話一五四九）

朝鮮牛種及牛乳改良元祖

當場飼畜の乳牛は悉くエーアシヤ、ゼルシ、ホルスタイーンの最も優逸なる洋牛而已なるが故搾取する所の牛乳は極めて純良無比なり
當場畜舍及殺菌室等其他一切の設備の完全なる他に比類なし

消毒純良等 高牛乳
京城南大門外
荒井牧場
龍山本町三丁目
龍山販賣所（電話一〇五六番）（電話一〇二二番）

當場には種畜牛數頭飼養致候間種付御希望の方は御申込被下度候
當場には御進物用牛乳切手發賣致候
其他牧畜に關する一切の業務は叮嚀懇切に取扱可申候間御用命之程希上候

東京 足袋
正札付大安賣厘毛引なし
安心して買へ升
本店東京 京城大和町一丁目（日の出樓際）
藤井出張店 明治町勸商場內ニモ出張店アリ 電話二百〇五番

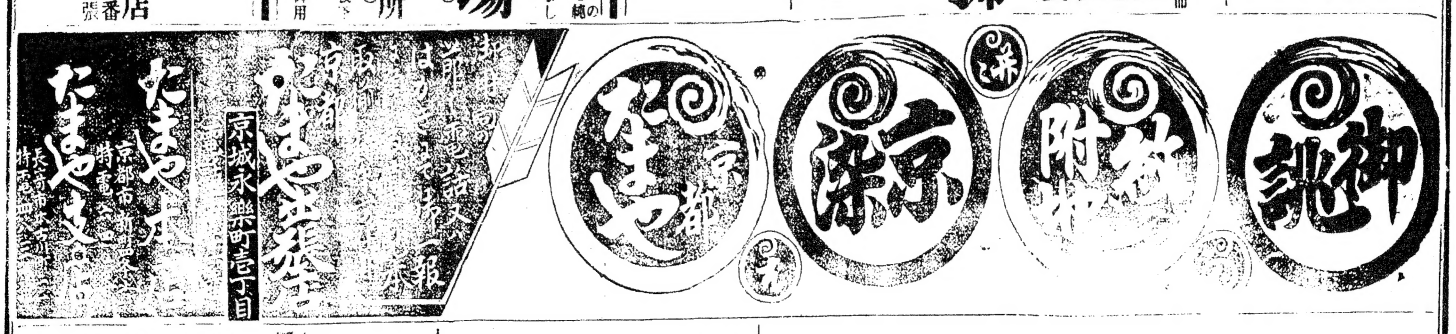

定價表御入用の方には無代進呈仕候
暖爐各種並に附屬品
煙突取附
多數御注文の節は特別勉強可致候
龍山新市街山下町一丁目（兵器支廠官舍入口）
馬木勇吉本店 電話三六四番
京城本町五丁目一番戸（商業會議所へ曲ル角）
馬木勇吉支店 電話四七一番

三製紙會社製造板紙特約店
洋紙各種
紙函封筒 諸袋類製造販賣
京城長谷川町二丁目
鼎商會 電話九百十八番

義齒術一般 榊忠司
京城永樂町二丁目（赤門前）
取次電話一五八三

營業科目
和洋紙類 印刷附屬品 印刷インキ 和洋書籍 防腐デシン 穀物食鹽 時勢料類

委託販賣
京城ランバーメン商會代理店
東京中外アスファルト株式會社代理店
東京平代田生命保險株式會社代理店
藤田合名會社
東京博文館發行書籍特約店
東京金港堂發行書籍特約店
東京實業之日本社發行書籍特約店
本社 京城明治町二丁目（電話二三〇番）
出張所 東京十番地 東京橋南鍛冶町一丁目三番地

齒科治療 本町六丁目（數寄屋橫町）
ドクトル 中村安子
女子見習募集委細面談（電話一五八三）

法律事務所開設
今般左記の所に莊子辯護士出張事務所開設致し候に付き一般法律事務を懇篤に取扱へ仕候
辯護士 莊子斌事務所
仁川仲町二丁目五番地
主任 本內千代吉

和洋古物各種
新案 たびぴったん
堅牢で廉價
京城本町一丁目 允原商店 電話四八三番
允出張店 京城本町五丁目

京城相生町南門湯橫（電話一二九四番）
自午前八時 至午後九時
●花柳病 ●入院隨意
京城梅毒病院
專門 痔疾一般
院長 醫學得業士 蘆田耕平

東京海上運送保險株式會社
明治廿六年創立
資本金一千萬圓
京城代辦店 本町四 山口吳服店電話九番
●總務所 京城南大門通二 電話一〇六〇番